

鉄道近接工事



九州旅客鉄道株式会社 熊本新幹線工務所

目 次

1	鉄道近接工事	P. 1
2	新幹線近接工事の範囲	P. 1
3	電車線・高圧配電線の影響範囲	P. 1
4	新幹線近接工事の協議を必要とする工事	P. 2
5	近接協議の流れ	P. 4
6	鉄道近接工事における費用	P. 5
7	事故事例	P. 5

1 鉄道近接工事

九州旅客鉄道株式会社の列車が運行されている線路や土地境界付近で行われる工事は『鉄道近接工事』となります。

鉄道近接工事は、【建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月 旧建設省制定）】（別紙参照）の下記の条項により、起業者は鉄道経営者と鉄道敷に近接した場所で施工する場合は、協議することとなっています。

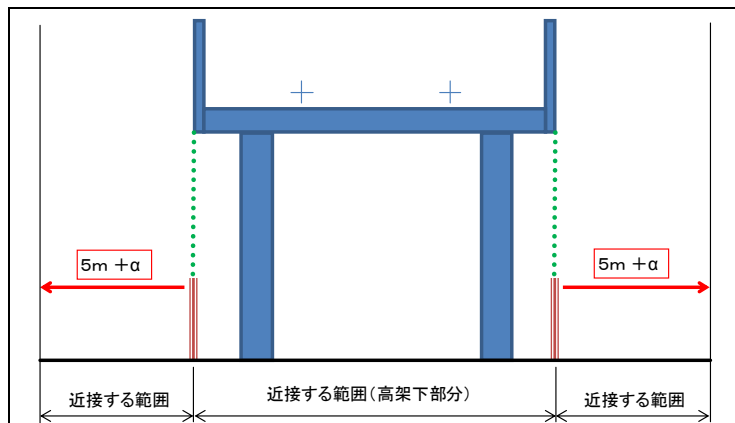
土木工事編 『第1（目的）』、『第3 2（鉄道）』

建築工事編 『第1（目的）』、『第1 1（飛来落下による危険防止）』、『第1 7（公共設備等への対策）』、『第3 6（移動式クレーン）』

鉄道の特異性がある近接工事ですので、事故を起こすと作業員自身の安全を失いかねません。また、新幹線の安全・安定輸送が損なわれると、お客さまにも多大なご迷惑をおかけすることになります。そして、施工者、施主も社会的な信用を失い大きな損害を負うことになります。

作業員の安全確保及び新幹線の安全・安定輸送確保のため、鉄道近接工事を行う場合は必ず事前に協議してください。

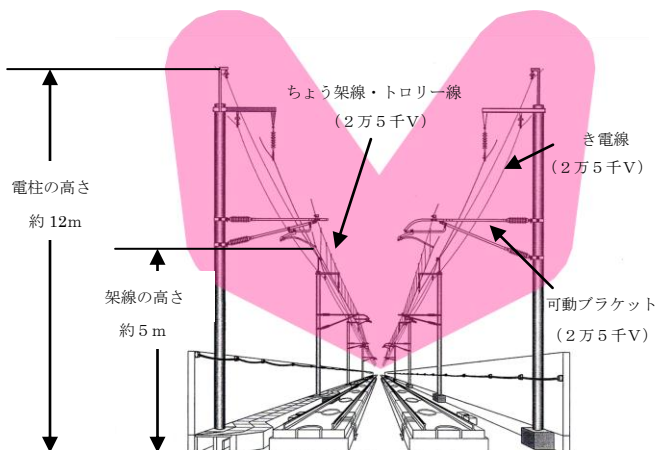
2 新幹線近接工事の範囲



※ 境界線から概ね5 m以内及び新幹線高架下部分は新幹線近接工事の範囲となり、この範囲内で重機械を使用して作業する場合はもちろん、重機械の転倒範囲内に新幹線構造物がある場合も協議が必要です。

※ + αは重機械を使用して新幹線構造物に影響を及ぼす恐れがある範囲です。

3 電車線・高圧配電線の影響範囲



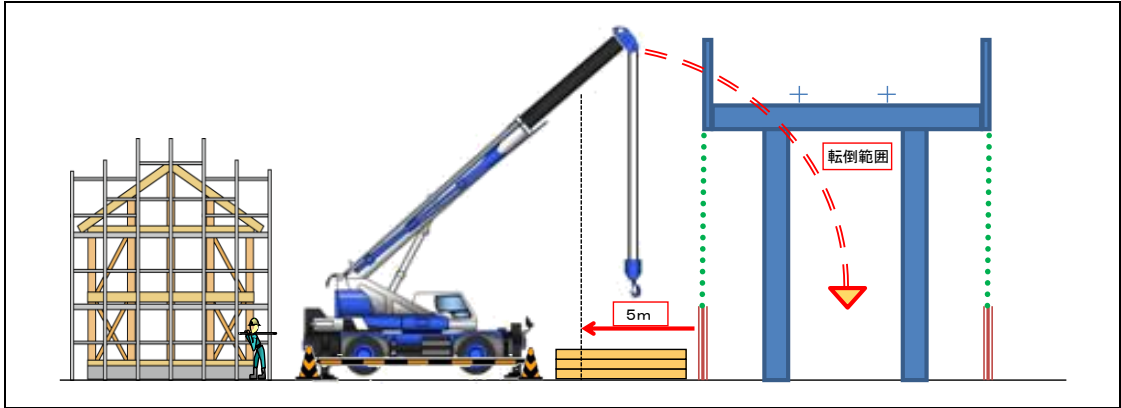
可動ブラケット・ちょう架線・トロリー線は電車線、き電線は高圧配電線です。

電車線・高圧配電線に触ることはもちろん、近づくと感電します。電車線・高圧配電線に接近する作業については十分に注意しなければならないため、付近で施工される場合は協議が必要です。

塗色部分が、電車線・高圧配電線から2.0メートルの感電する範囲です。

4 新幹線近接工事の協議を必要とする作業

(1) 新幹線構造物に近接して行う重機械等の作業

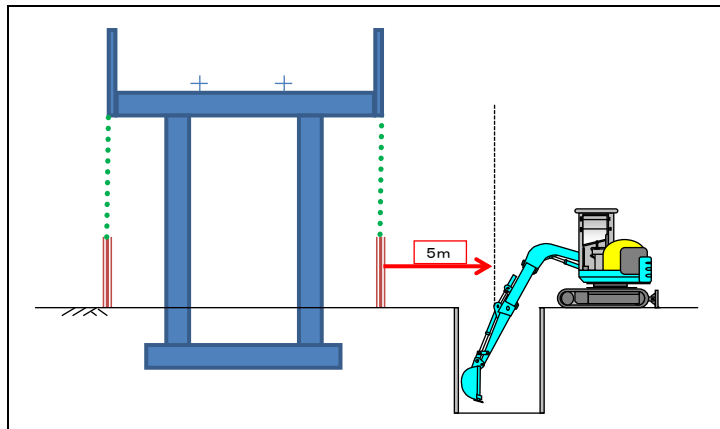


クレーンの旋回範囲・転倒範囲によっては、新幹線構造物への影響が考えられます。クレーンを使用する際は、地下埋設物の確認や敷鉄板を確実に行き新幹線構造物側へ転倒しないようにしてください。

外壁補修工事で足場を設置する際は、控えを十分行い、新幹線構造物側へ転倒しないようにするとともに、強風で養生シートを飛来させないよう強固に固定してください。

なお、近接の範囲内で重機械を使用する場合は、保安要員【工事管理者（新幹線）・見張員（新幹線）・重機誘導員】の配置が必要です。

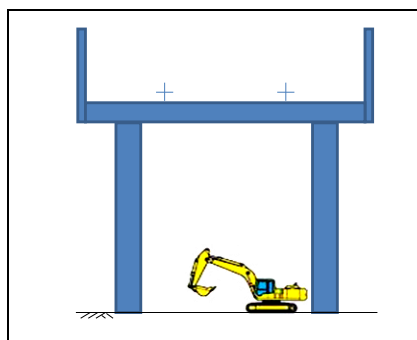
(2) 新幹線構造物に近接して行う掘削作業



バックホウによる掘削作業を新幹線構造物に近接して行う場合、旋回範囲、掘削位置までの距離及び深さによっては、新幹線構造物に影響を及ぼす恐れがあります。また、新幹線構造物側へバックホウが転倒しないよう、必要により矢板を設置し掘削した側面が崩れないようにしてください。

なお、近接の範囲内で重機械を使用する場合は、保安要員【工事管理者（新幹線）・重機誘導員】の配置が必要です。

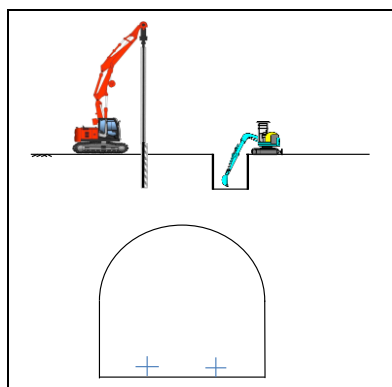
(3) 新幹線高架下で行う作業



新幹線高架下で、重機械を使用して作業を行う場合は、重機械の規模・旋回範囲・移動等で新幹線構造物に接触する可能性があるため、協議前に新幹線構造物に接触させないための安全対策も含めて検討をしてください。

なお、近接の範囲内で重機械を使用する場合は、保安要員【工事管理者（新幹線）・重機誘導員】の配置が必要です。

(4) 新幹線トンネルの上部で行う作業



トンネル上部で、地質調査のためのボーリングや、重機械を使用しての掘削・杭打ち作業を行うと、新幹線のトンネルに影響を及ぼす恐れがあります。トンネル上部で、土被りが浅いところがあるため、必ず協議を行ってください。

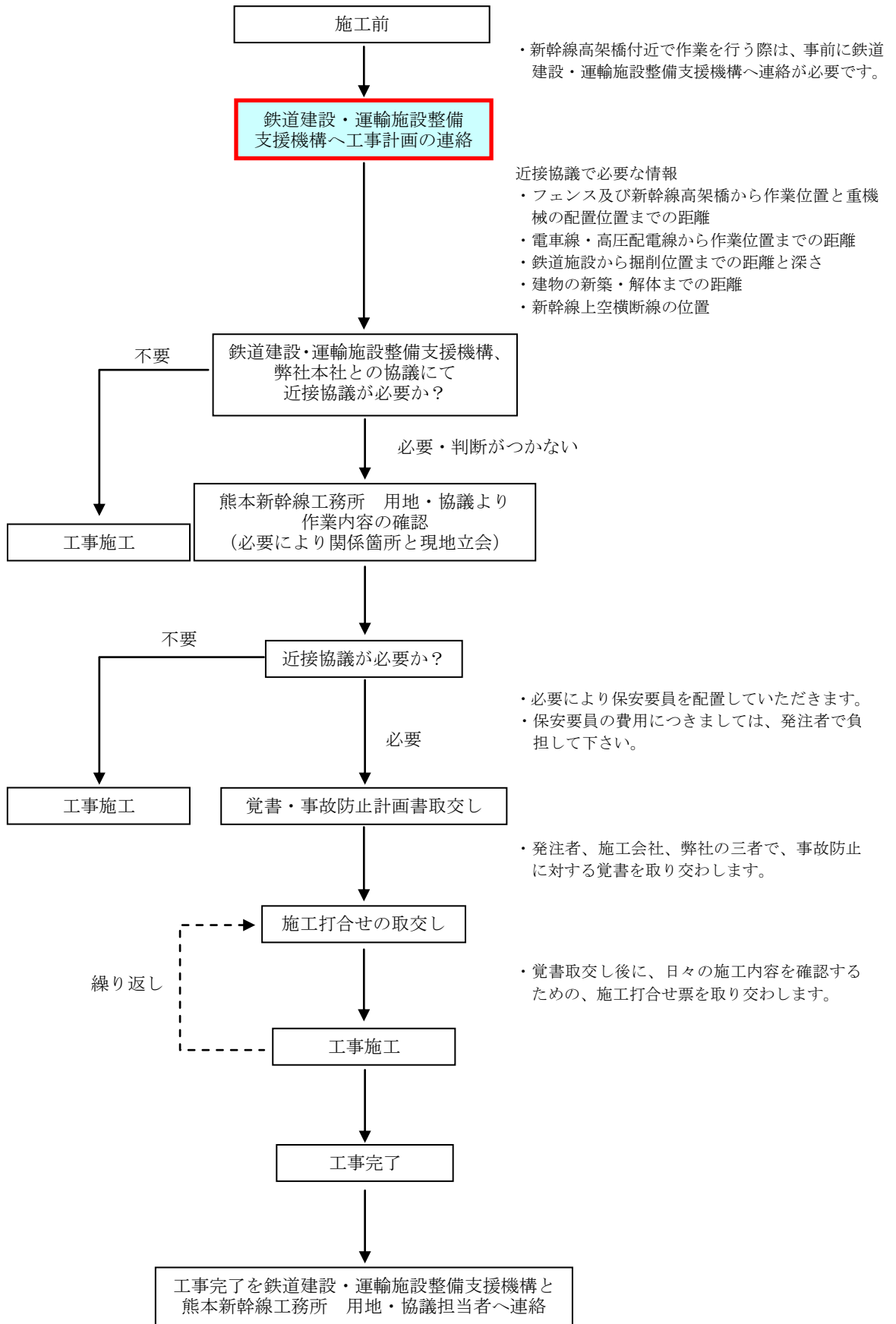
(5) その他

上記の(1)～(4)以外にも、下記のような作業の際も近接協議が必要となる場合があります。事前に連絡をお願いいたします。

- ・新幹線上空の道路橋の点検、補修、架替、塗装
- ・近接範囲の5m外で行う矢板の設置・撤去
- ・電気・通信事業者による新幹線上空の横断線の新設・撤去、電柱立替
- ・新幹線高架下の電気・通信事業者による横断線の新設・撤去
- ・ガス、水道、農業用水の地下埋設物の新設・撤去・補修
- ・河川の護岸、農業用水路の新設・撤去・改良・補修
- ・用地境界付近の測量

※ 工事管理者（新幹線）とは、『工事管理者（新幹線）資格認定証』を有する者、見張員（新幹線）とは、『見張員（新幹線）資格認定証』を有する者となります。

5 近接協議の流れ



6 鉄道近接工事における費用

保安要員の配置や防護措置に係る費用の負担は発注者となります。

また、近接工事により弊社に掛かる費用の負担も発注者となります。その内容は以下の項目のとおりです。

- ・新幹線の停電手続き。
- ・新幹線構造物上空の道路橋の点検、補修、架替、塗替工事において、弊社が委託を受ける場合。
- ・鉄道用地内の測量において、弊社が委託を受ける場合。

なお、新幹線構造物上空を横断する電線・通信線の新設・撤去・修繕工事については、弊社と協議を行った後、発注者にて鉄道に精通した電気会社と直接契約していただきます。

7 事故事例

最後に、新幹線構造物に近接した農地から、農業用ビニールシートが風で飛んで来て電車線に引っかかった事故を紹介します。

- ・平成24年3月13日（火） 久留米・筑後船小屋間農業用ビニールシート飛来

付近の農地から強風で煽られて飛んできた農業用ビニールシートが、新幹線の電車線に引っかかったため列車が緊急停車した。農業用ビニールシートの撤去等に時間を要し、運休及び大幅な遅れが出てお客さまに多大な迷惑を被った。



新幹線に対して事故を起こした場合は、【新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法 第二条（運行保安設備の損壊等の罪）】、【刑法 第二百五条（往来危険）】、【鉄道営業法 第三十六条】によって法律により罰せられますので、事故を起こさないためにも近接協議を確実にいき、事故を未然に防いでいきましょう。

※新幹線近接工事に該当する、または該当するか判断がつかない場合は、下記の連絡先へご連絡下さい。

新幹線近接工事の連絡先

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 九州新幹線建設局 維持管理課

福岡県福岡市博多区祇園町2-1 シティ17ビル

電話 092-283-9612 FAX 092-283-9594

九州旅客鉄道株式会社 熊本新幹線工務所 用地・協議

熊本県熊本市西区田崎1丁目3-100

電話 096-354-7800 FAX 096-354-7808

【建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月 旧建設省制定）】**土木工事編****第1（目的）**

この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第32（鉄道）

起業者は、鉄道敷地内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を行う場合においては、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない。

建築工事編**第1（目的）**

この要綱は、建築工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって建築工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第11（飛来落下による危険防止）

2 施工者は、工事をする部分が、工事現場の境界線の近くで、かつ、高い場所にあるとき、又は、はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めるところにより、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

第17（公共設備等への対策）

発注者は、工事により影響があると思われる範囲内の公共の埋設物、架空線等の処理、防護等について、十分考慮して設計しなければならない。

2 施工者は、公共の埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物、架空線等の管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法を決定しておかなければならない。

第36（移動式クレーン）

施工者は、移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力をもった機種を選定しなければならない。

2 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、クレーンの倒壊、転倒、転落、逸走、吊荷の落下等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。